

延長保育に係る利用者負担（3号認定児）

< 保育標準認定の場合 >

延長時間	徴収単位		金額
7時～7時30分	就労時間により許可された時間帯（申請書必要）	1回	300円
18時30分～19時	就労時間により許可された時間帯（申請書必要）	※月極	3,500円

※同日に朝延長と夕延長を使用した場合、それぞれ1回ずつの利用料金（300円×2）がかかります。

月極利用も同様に、朝と夕方の両方をご利用の場合は、3,500円×2で毎月7,000円がかかります。

※月極利用について・・・月途中の変更は出来ません。

延長時間	徴収単位		金額
7時～7時30分 18時30分～19時	就労時間により許可されていない超過時間	30分毎	700円

< 保育短時間認定の場合 >

延長時間	徴収単位		金額
7時～9時 17時～19時	就労時間により許可されていない超過時間	30分毎	700円

※19時以降の延長保育は行っていません。

19時以降は、超過時間代として10分毎に700円がかかります。